

第 9 7 回地球環境部会における資料 2 「地球温暖化に関する取組（たたき台）」への御意見（文書提出分）

頁 行目 委員名 (敬称略)	原文	意見
全体について		
(全体を通じての意見) 富田		「省エネルギー」、「節電」、「節エネルギー」という似通った単語が使われているが、これらの違いが一般的に認識されているとは考えられない。他省庁とも整合性を取った上で、これらの定義を明確化していただきたい。
(全体を通じての意見) 富田		バリューチェーン全体を環境面から評価するためのルールづくりが世界で活発化しており、温室効果ガスに関し、GHG プロトコルの「Scope3」など、上流・下流の活動を網羅するガイドラインの作成が進められているところ。今後の地球温暖化に関する取り組みにおいて、このような「Scope3」に対する検討は不可避であると考えられるため、導入の可否も含めて検討する必要があることを明記していただきたい。
(温暖化対策の基本的考え方に対する全般的な意見として) 井上		地球温暖化対策について、エネルギー政策の見直しと表裏一体で検討する必要があるとの考え方は、まさにその通り。なお、対策の基本的な考え方として、3つの「E」である、エネルギーの安定供給（Energy security）経済性（Economy）環境保全（Environmental conservation）の同時達成を目指すことが肝要と考えることから、温暖化防止の視点のみではなく、エネルギーの安定供給および経済性の観点とあわせて、施策の基本的方向性を検討する旨を明記いただきたい。
(全体に対する意見) 進藤		今後の地球温暖化政策について、エネルギー政策についての見直しと表裏一体で検討するとのスタンスについては評価できる。今後も本スタンスを堅持して頂きたい。
1. はじめに		

<p>1 頁 2 パラ 井上</p>	<p>「気候変動に関する政府間パネル～紹介しています」</p>	<p>「気候変動に関する政府間パネル（以下「IPCC」という。） 第四次評価報告書は、世界各国で発表された温室効果ガス濃度安定化シナリオを6つの安定化濃度グループに分類し、グループごとに必要な排出量のレベル、その結果としての平衡時の世界の気温上昇等を整理しています。そのうち最も安定化濃度の低いグループにおいては、2050年の世界全体での排出量を2000年比で少なくとも半減した場合に、世界の平均気温の上昇は産業革命以前と比較して2℃にとどまることを紹介しています。」</p> <p>（理由）IPCCは6つの安定化濃度グループごとに必要な排出量のレベル、その結果としての平衡時の世界の気温上昇等を一覧表として示したに過ぎないが、原文ではIPCCがあたかも2℃目標を推奨しているかのようなミスリードを促す恐れがある。事実には忠実に記載すべき。また、この6つのシナリオと、原文後段の「先進国全体で削減すべき排出量に係る分析」とは本来関連性がないものであるため、同じ文脈で述べることはふさわしくない。</p>
<p>1 頁 22 行目 河野</p>	<p>環境保全を経済発展につなげようとする動きが拡大しています。国連持続可能な開発会議(リオ+20)に向けても、持続可能な開発のための有効な方策として、グリーン経済の実現について議論がおこなわれています。</p>	<p>この表現だと、環境保全と経済発展は、もともと対立する別のものであり、しかし、「環境保全を行うことで、経済も発展する、経済発展に有効である」と強調している、というニュアンスがにじんでいます。もともと、サステナブル・ディベロプメントという概念は、環境保全と経済発展を対立するものとしてとらえるのではなく、環境保全を組み込んだ発展の方法～環境破壊などで、続かなくなる発展ではなく、持続可能な発展～という概念でありました。</p> <p>そこで、「環境保全を組み込んだ経済発展を求める考え方や取り組みが広がっています。リオ+20に向けても、その新たな発展のあり方を実現していく際に核となるグリーン経済がテーマに据えられています」などとした方が良いと思います。</p>

<p>1 頁 5 パラ 井上</p>	<p>「諸外国でも、～議論が行われています。」</p>	<p>グリーン成長という概念が広まっているとしても、実際に環境保全が経済発展に繋がっているかどうかについては、各国の事例を慎重に検証した上で記載する必要があるのではないか。</p>
<p>1 頁 6 パラ 井上</p>	<p>「一方、本年 3 月 11 日に～影響を与えています。」</p>	<p>放射性物質の環境への放出に対する施策や取り組みについては、環境基本計画において触れるとしても、温暖化とは別の項目であり、ここでの記載は不自然であることから削除すべき。</p>
<p>1 頁 25 行 最終パラ 河野</p>	<p>一方、本年 3 月 1 1 日に発生した東日本大震災により～</p>	<p>主語、述語が変。東日本大震災により～をキープするなら、最後を「我が国の社会経済は大きな打撃を被っています」とすべきであるし、あるいは、主語を「3 月 1 1 日に発生した東日本大震災は」とし、「多大な犠牲者を出し、～（あとは原文のまま）」とする方法も可能です。</p>
<p>2 頁 1 パラ 2 パラ 進藤</p>	<p>1. はじめに 「国民の間に価値観や意識の大きな変化が生じています」 「豊かさとは何かという価値観について改めて考えていくことが求められています」</p>	<p>「国民の間に価値観や意識の大きな変化が生じています（p 2）」や「豊かさとは何かという価値観について改めて考えていくことが求められています（p 2）」との記載があるが、その背景・根拠についてご説明願いたい。</p>

<p>2 頁 2 パラ 井上</p>	<p>「・・・電力の需給システム等の見直しを図りながら、豊かさとは何かという価値観について・・・」</p>	<p>下線部削除 (理由)「電力の需給システムの見直し」と「豊かさとは何かという価値観について改めて考えていくこと」の関連が不明。また、電力の需給システムの見直しについては、高度な専門性と知見に基づいた議論が必要であり、エネルギー・環境会議や総合資源エネルギー調査会等で慎重に議論すべき問題である。</p>
<p>2. これまでの取組状況と課題</p>		
<p>2 頁 進藤</p>	<p>「2. これまでの取組状況と課題」について</p>	<p>国内における対策に関し、個別部門ごとの達成状況について、もう少し掘り下げた分析を実施し、どこまでの対策ができて、その結果どうなったのか。どの対策ができなかったのか、今後はどうしていかねばならないのかということ、きちんとフォローすべきではないか。</p>
<p>(1) これまでの取組状況</p>		
<p>ア. 地球温暖化に関する科学的知見</p>		
<p>2 頁 2. (1) ア 井上</p>	<p>地球温暖化に関する科学的知見</p>	<p>国際的枠組みも国内政策も、客観的かつ正確な科学的知見に基づいて構築されるべきであり、今後とも真摯な態度で科学的知見の充実に努めることが重要である。科学的知見の活用に当たっては、例えば IPCC の報告書等からその一部を抜き出して議論をミスリードするようなことが無いよう、注意を払うべきである。</p>
<p>3 頁 進藤</p>	<p>「2. これまでの取組状況と課題」について 地球温暖化をめぐる科学的根拠の信頼性は、依然として変わりはありません</p>	<p>「地球温暖化をめぐる科学的根拠の信頼性は、依然として変わりはありません (p 3)」とあるが、2009年11月のクライメートゲート事件を契機として、インターアカデミーカウンスルにより、IPCC の評価プロセスについて「統制と管理、査読プロセス、不確実性の特徴付けと伝達、コミュニケーション、および評価プロセスの透明性」等の勧告が出されている中で、ミスリードする表現であるため、修正すべきである。同時に、わが国として地球温暖化に関する最新の国際的な科学的知見を幅広く吸収し、フォローしていくスタンスを継続する旨記載すべきである。</p>
<p>(イ) 国際的な対策の取組</p>		

<p>3 頁 27 行 浅岡</p>	<p>イ 国際的な対策の枠組み 京都議定書で削減約束を負っている国のエネルギー起源 CO2 の総排出量は 2009 年時点で世界全体の約 26%に過ぎず、今後、実効的な温室効果ガス削減を行うためには、京都議定書を締結していない米国やエネルギー消費の更なる増大が見込まれる中国等の新興国を含む世界全体で地球温暖化対策に取り組んでいくことが必要です。</p>	<p>京都議定書の第一約束期間の目標が第一歩にすぎないのは、カバー率の低さよりも削減率の低さにある。 カバー率は高いにこしたことはないが、カバー範囲の削減率が重要である。カバー率が 100%でもカバー範囲の平均削減率が 0%では全体削減率も 0%となる。カバー率だけで実効性を測れるとする記述は、削除すべきである。 また、「世界全体で取り組んでいくことが必要」とすることで、先進国と途上国の削減義務を同様にとらえているように見える。この間の交渉では、日本を含む 3 カ国が 200 近い国と対立的になってきたが、先進国には高い目標（平均で 1990 年比 25%以上）の総量削減義務を課す枠組み、新興国などにはより緩い枠組みから始め、両方の義務を段階的に強化していくのが現実的である。また、人口比で排出の大きい先進国が先に義務を受け入れ、低炭素経済移行への模範を示さなければ、新興国や途上国の対策強化の枠組みも期待できない。 日本の政策および交渉姿勢を抜本的に変更することが必要である。</p>
<p>4 頁 パラ 3 井上</p>	<p>2010 年 11 月からの COP16 では、<u>カンクン合意が採択され、産業革命以前と比べ世界平均気温の上昇を 2 度以内にとどめるとする長期的な政策目標に加え、先進国と途上国の双方が削減に取り組むことや削減の効果を国際的に検証する仕組みの導入が合意されるなど・・・</u>」</p>	<p>「2010 年 11 月からの COP16 では、わが国は一貫して京都議定書の単純延長に反対すると共に、議定書目標の単純延長は気候変動対策として実効性がないことを各国に粘り強く説明した結果、「カンクン合意」として先進国と途上国の双方が削減に取り組むことや削減の効果を国際的に検証する仕組みの導入が合意されるなど・・・」 （理由）京都議定書目標の単純延長に対して反対姿勢を貫いた我が国の国際交渉の実績は「これまでの取り組み状況」として重要なメッセージであり、記載すべき。また、カンクン合意には「産業革命以前と比べ世界平均気温の上昇を 2 度以内にとどめるとする長期的な政策目標に合意する」といった記述は無い。</p>
<p>4 頁 進藤</p>	<p>「2. これまでの取組状況と課題」について</p>	<p>「COP 16 ではカンクン合意が採択され、産業革命以前と比べ世界平均気温の上昇を 2 度以内にとどめるとする長期的な政策目標が合意された（p 4）」とあるが、2010 年に採択されたカンクン合意では、「工業化以前と比べ、2℃以内にとどめるために更なる排出削減が必要であることを認識する（recognize）」</p>

	<p>COP16ではカンクン合意が採択され、産業革命以前と比べ世界平均気温の上昇を2度以内にとどめるとする長期的な政策目標が合意された</p>	<p>とされており、長期的な政策目標に合意したわけではないことから、これとの整合性を図るべきである。</p>
<p>ウ. 国内における対策</p>		
<p>4 頁 29 行 浅岡</p>	<p>「ウ 国内における対策」 日本の2009年度の温室効果ガス総排出量は、12億900万t-CO₂であり、基準年と比べ、4.1%下回っています。ガス種別毎に見ると、二酸化炭素の排出量は11億4,500万t-CO₂(基準年比0.04%増加)であり、その内訳を部門別に見ると、産業部門が3億8,800万t-CO₂(同19.5%減少)、運輸部門が2億3,000万t-CO₂(同5.8%増加)、業務その他部門が2億1,600万t-CO₂(同31.2%増加)、家庭部門が1億6,200万t-CO₂(同26.9%増加)でした。</p>	<p>割合と増加について羅列でなくもっと整理すべきである。 また、2009年度の排出量はリーマンショックの影響で産業を中心に排出が大きく落ち込んでおり、例えば産業で最も排出の多い鉄鋼業の粗鋼生産量が2009年には2007年比で20%も低下している。粗鋼生産量がこのまま2009年レベルにとどまることもないであろうから、対策の進展によるものではなく、4%減が今後も続くわけではなく、対策の強化が必須であることを留意すべきである。</p> <p>1) CO₂ 排出割合、直接排出にすべき 日本政府も気候変動枠組条約事務局に排出目録を提出する際には、直接排出に従って届け出ているが、国内対策では間接排出のままである。火力発電所による差(住友共同電力新居浜西石炭火力は関電堺港 LNG 火力や東電川崎 LNG 火力に比べ発電量あたり3倍のCO₂を排出する)は甚大である。原発に依存してきたこれまでから火力発電への移行による電力会社で増加した排出が工場やオフィス、家庭の排出増となってくる。これまでも石炭火発の増加分について同様であった。 直接排出の2009年排出量に基づき、「発電所などのエネルギー転換が3億7900万トン(全体の33%、基準年比19.3%増)、産業3億1900万トン(全体の28%、基準年比17.4%減、但しリーマンショックの生産減が影響)、運輸2億2300万トン(全体の19%、基準年比5.6%増)、業務9400万トン(全体の8%、基準年比12%増)、家庭5800万トン(全体の5%、基準年比2%増)、ただし産業は生産減、運輸・業務・家庭は活動量増加」との記述が考えられる。</p>

		<p>2) 排出の集中についてについて記述</p> <p>温対法の排出量算定報告公表制度からの推定によっても、2008 年度には約 150 の事業所で日本の温室効果ガス排出量の半分を占め、600 の事業所で 60%、15000 事業所・運輸業者で 7 割を占める。対策の重点がどこにあるかを示すものであり、言及すべき。</p> <p>3) 排出増減について</p> <p>CO2 原単位が一定なら、生産が増えるところは排出が増え、減るところは排出も減る。産業は鉱工業生産指数が 1990 年度が 100.4 なのに対し 2009 年度は 86.0 と 14 ポイントも減少した。粗鋼生産量は 1990 年比で 14%減少、セメント生産量は 1990 年比で 39%減少した。業務は床面積が 2009 年までに 1990 年比で 4 割増えた。家庭は世帯数が 2009 年までに 1990 年比で 3 割近く増えた。活動量の差に言及せず、部門別の増減を述べは産業が減り、業務と家庭が増えたと述べても、対策のフォローにならない。産業の中でも電気電子は排出増だが生産増、セメントは排出減だが生産減をとらえることが重要。日本全体で総量削減を実現していくには、活動量の差を踏まえて原単位を向上させることが必要。</p> <p>4) 排出増の主因について</p> <p>排出増の主因について示すべき。火力発電所のうち、石炭火力が 1990 年以降 3 倍に増加し、不況下の 2009 年でも約 1 億トンの CO2 増加が主因。</p>
(2) 課題		
<p>5 頁 27 行目 浅岡</p>	<p>2) 課題（原発停止との関係）</p> <p>2011 年度以降は原子力発電所の事故を受け、少なくとも短期的には原発の補完としての火力発電による発電電力量の増加により温室効果ガス排出量の増加が見</p>	<p>経済との関連</p> <p>対策を先送りすることは、化石燃料の輸入継続になり、国富の流出になることは記載の通り。ウラン燃料についても同様。</p> <p>今ある最良の技術を使い温暖化対策を進めて、海外に流れる資金を減らし、温暖化対策産業に資金が流れ、雇用の確保すべき。</p>

	<p>込まれることから、京都議定書の目標達成は予断を許さない状況となっています。加えて、化石燃料の輸入の増加による国富の流出も懸念されます。このため、2012年度は目標達成に向けて、節電・省エネ、再生可能エネルギーの普及等の地球温暖化対策をより一層加速させ、懸命に取り組んでいく必要があります。</p>	<p>燃料転換 政策の原発依存が政策を先送りし、省エネ再エネ対策を放置し、燃料転換を進めるどころか逆に電力会社による石炭増を放置してきた。 対策に、短期においても、節電・省エネ、再エネに「燃料転換」を加えることが必要である。</p>
<p>5 頁 パラ 7 井上</p>	<p>「<u>節電・省エネ、再生可能エネルギー</u>」</p>	<p>「<u>節エネ・省エネ、再生可能エネルギー</u>」 (理由) P8 に記載のとおり、電気だけではなくエネルギー消費量を総量として減らしていくことが必要。</p>
<p>5 頁 パラ 7 井上</p>	<p>「・・・一層加速させ、懸命に取り組んでいく必要があります。」</p>	<p>以下を追記。 「その際には、<u>関係所管省庁と垣根を越えたひとつの会議体を構成し、エネルギー安定供給や経済性の観点</u>を踏まえて、<u>環境施策を検討・実施する体制</u>が必要です。」 (理由) 地球温暖化に関する中長期的な目標や施策の基本的方向を検討する際には、温暖化対策のベースとなるエネルギー政策はもちろんのこと、産業、農林業、都市計画、技術開発等についての議論も必要となることから、関係所管省庁との密接な連携が必要であるため。</p>

<p>5 頁 井上</p>	<p>(2) 課題</p>	<p>これまで実施してきた国内における CO2 削減対策の効果について可能な限り定量的に評価・検証した上で課題を整理して記載すべき。その上で、効果がみられるものは改善し、効果がみられないものについては、廃止を含めて検討することが重要で、各省庁で実施されている類似施策の整理・統合も必要である。また、原子力発電の温室効果ガス低減に対する貢献についてもきちんと評価し、今後の対策に活かすべき。再生可能エネルギーについても、効果と課題を整理して、現実的な導入可能量を見極めるべき。</p>
<p>5 頁 33 行目 富田</p>	<p>(「(2) 課題」のセクション最後に追加)</p>	<p>CO2 排出の抑制およびエネルギーの安定供給の観点から、安全性を確保し、立地地域の理解を得ることが大前提であるが、現時点で原子力発電を選択肢から外すべきではないことを記載すべきである。</p>
<p>3. 中長期的な目標</p>		
<p>(1) 究極の目標</p>		
<p>6 頁 進藤</p>	<p>(1) 究極の目標</p>	<p>「究極の目標 (p 6)」について、気候変動枠組条約の第 2 条が引用されているが、第 2 条第 1 文のみではなく、第 2 文にある「経済と環境の両立」の概念についてもきちんと触れるべきである。</p> <p><参考>気候変動枠組条約 第二条 (目的) この条約及び締約国会議が採択する法的文書には、この条約の関連規定に従い、気候系 に対して危険な人為的干渉を及ぼすこととならない水準において大気中の温室効果ガスの 濃度を安定化させることを究極的な目的とする。そのような水準は、生態系が気候変動に 自然に適応し、食糧の生産が脅かされず、かつ、経済開発が持続可能な態様で進行することができるような期間内に達成されるべきである。</p>
<p>(2) 長期目標</p>		
<p>6 頁 進藤</p>	<p>(2) 長期目標</p>	<p>「長期目標 (p 6)」について、わが国一国で 2050 年までに 80% の温室効果ガスの排出削減を目指すと読めるが、ラクイラサミットでの首脳宣言では、「中国等の途上国も含めて世界全体での排出量の半減を目標とし、この一部として、先進国全体として 80% を削減するとの目標を支持する」との停止条件</p>

		<p>つきの書きぶりとなっているので、これとの整合性を図るべきである。</p> <p><参考>ラクイラ会議首脳宣言（2009年7月） 我々は、2050年までに世界全体の排出量の少なくとも50%の削減を達成するとの目標を全ての国と共有することを改めて表明する。その際、我々は、このことが、世界全体の排出量を可能な限り早くピークアウトさせ、その後減少させる必要があることを含意していることを認識する。この一部として、我々は、先進国全体で温室効果ガスの排出を、1990年又はより最近の複数の年と比して2050年までに80%またはそれ以上削減するとの目標を支持する。</p> <p><参考>地球温暖化対策基本法（10条の3） 国際的に認められた知見に基づき、2050年までに達成を目指すべき我が国における一年間の温室効果ガスの排出量は、1990年における温室効果ガスの排出量からこれに80%の割合を乗じて計算した量を削減した量とする。この場合において、政府は、2050年までに世界全体の温室効果ガスの排出量を少なくとも半減するとの目標をすべての国と共有するよう努めるものとする。</p>
(3) 中期目標		
6 頁 9 行目 浅岡	(3) 中期目標	<p>中期目標は、危険な気候変動の悪影響を最低限に抑えるための先進国の責任の一端を担うものとして、2020年に温室効果ガス排出量を1990年比で25%削減することを堅持すべき。主要国の参加など前提を置かず早く法定目標として決定すべきもの。</p> <p>2050年80%以上の削減目標の達成を確実にするものとして、2020年25%目標を位置づけておくべき。</p>
6 頁 進藤	(3) 中期目標	<p>「中期目標（p6）」について、エネルギー基本計画については、来夏を目途に新しいエネルギー基本計画案を議論することになっている中で、新しいエネルギー基本計画が定められる前に、個別の目標を設定することは妥当ではない。エネルギー政策の見直し、前提条件の確定が行われるまでは、定性的な目標とするべきではないか。</p>
6 頁	(3) 中期目標	<p>とりわけ「25%削減目標」については、わが国が高い目標を掲げたものの、米国・中国はじめ他国はど</p>

進藤		こもついてきておらず、かつ、国会答弁でも米国・中国等の目標は野心的ではないとされていることから、いたずらにわが国のみが高い負担を負うようなこととならないよう、白紙から見直すべきである。
6 頁 進藤	(2)長期目標 (3)中期目標	ここに記されている「長期目標」、「中期目標」は、環境基本計画に初めて登場する項目である。その出所は地球温暖化対策基本法案であるが、同法案は閣議決定されているものの、国会では成立していない。そもそも、環境基本計画に掲げる目標と、閣議決定されて継続審議中の地球温暖化対策基本法案や国連等への提出文書等との「関係、位置付け」はどう考えるべきであるか、明らかにして頂きたい。
6 頁 (3)中期目標 パラ 2 井上	「・・・2013 年以降の地球温暖化対策・施策の検討を進めていきます。」	<p>「・・・2013 年以降の地球温暖化対策・施策については目標の見直しも含めて検討を進めていきます。その際には、実現可能性、国民負担の妥当性、国際的公平性の観点から、透明で開かれた国民的議論を行うこととします。」</p> <p>(理由)</p> <p>コペンハーゲン合意に基づいて登録されている日本の中期目標「すべての主要国による公平かつ実効性のある国際枠組み構築及び意欲的な目標合意を前提に、1990 年比で 25%削減」は、国内での十分な議論を経ずに提出されたものであるが、本来、我が国の中期目標は、科学的な分析に基づき、具体的な削減の道筋や国民生活や経済への影響、国民負担等を分かりやすく示した上で国民的議論を行い、各主体が目標の共有およびその意義を理解した上で主体的に削減行動に取り組むようなものとするべきであるため。</p>
4. 施策の基本的方向		
4-1 施策を進めるに当たっての考え方		
6 頁 最終パラ 井上	「加えて、東日本大震災、福島原子力発電所の事故といったかつてない事態に直面している我が国では、原発の安全性を高めつつ	「加えて、我が国のエネルギー自給率が 4%程度であるという実態や福島原子力発電所の事故の教訓を踏まえて、「反原発」と「原発推進」の二項対立を乗り越えた国民的議論を展開し、実りあるエネルギー選択につなげる必要があります。原子力発電については、より安全性を高めて活用しながら、同時に再生可能エネルギーの比率を高め～」

	<p>依存度を低減していくとともに、同時に再生可能エネルギーの比率を高め・・・」</p>	<p>(理由) 原子力発電に関しては、平成 23 年 7 月 29 日エネルギー・環境会議における「革新的エネルギー・環境政策」策定に向けた中間整理の P. 10 および P12 記載の基本理念と原則を踏まえるべき。 エネルギー自給率が 4% と極めて低い実情を踏まえれば、化石燃料に過度に依存しない電源のベストミックスを進めることが大切であり、そのためにも、再生可能エネルギーとともに原子力発電は大変重要な電源である。福島を踏まえた安全対策や国内外の最新知見をタイムリーに反映する仕組みを強化することで、徹底的に安全性を高めた原子力発電を活用していくという選択肢を残しながら、今後、国民的議論が展開されるべきと考えるため。</p>
<p>6 頁 31 行目 浅岡</p>	<p>加えて、東日本大震災、原子力発電所の事故といったかつてない事態に直面している我が国では、原発の安全性を高めつつ依存度を低減していくとともに、同時に、再生可能エネルギーの比率を高め、省エネによるエネルギー需要構造を抜本的に改革し、化石燃料のクリーン化、効率化を進める等の対策が必要となっています。</p>	<p>原発 温暖化対策は安全性に問題がある、あるいは著しい環境破壊をもたらすものは選択肢に含めることはできない。 「原発の安全性を高めつつ依存度を低減」ではなく、「我が国では、原子力の依存度を低減させ、原子力から脱却していく道筋を明確にすべき。また、原発の運転にあたっては、震災後の検討を踏まえた安全性確保がなされるべき。同時に、再生可能エネルギーの比率を高め、省エネによるエネルギー需要構造を抜本的に改革し、化石燃料の燃料転換と効率化を進める等の対策が必要。」とすべき。 経済発展や雇用を考えながら対策を進めるにしても、内容が問題。 1990 年以降の日本の経済成長率は西側で最低である。西欧には、日本より高成長でかつ温室効果ガス排出削減を実現している国が沢山ある。日本はかつて優位にあった太陽光発電産業もシェアを大幅低下させるなど、対策政策の先送りの後遺症が極めて大きく、大規模排出当事者の反対などによる対策政策の先送りにより失われた雇用は計り知れない。</p>
<p>6 頁 進藤</p>	<p>「4-1. 施策を進めるに当たっての考え方」について</p>	<p>背後に日本経済の成長があって初めて国民の豊かさと両立した環境の実現が出来るものと考えてるので、「環境と経済の両立」の視点を堅持しつつ各種施策に取り組んでいくことを明記頂きたい。</p>

<p>6 頁 進藤</p>	<p>「4-1. 施策進めるに当たって の考え方」について</p>	<p>基本的な考え方の中に、「エネルギー安全保障」の概念が書かれていないので、記載すべきである</p>
<p>7 頁 進藤</p>	<p>「4-1. 施策進めるに当たって の考え方」について 徹底した省エネルギー・CO2 排 出削減の実施、再生可能エネルギ ー等の分散型エネルギーシステ ムへの転換は、(中略) 経済成長 の源になります</p>	<p>「徹底した省エネルギー・CO2 排出削減の実施、再生可能エネルギー等の分散型エネルギーシステムへの転換は、(中略) 経済成長の源になります (p 7)」とあるが、現在の欧米等に見られるようにグリーン投資が必ずしも経済成長に結びつかない事例も出てきていることから、書きぶりには注意が必要である。</p>
<p>7 頁 5 行目 富田</p>	<p>…分散型エネルギーシステムへ の転換は、エネルギー・環境技術 への民間投資を喚起し、</p>	<p>「転換」という単語を用いるとすれば、「何からの」転換であるかの定義が必要となる。この文脈では、「分散型エネルギーシステムの普及」と記載する方が適当ではないか。</p>
<p>7 頁 17 行目 富田</p>	<p>…取組といった他の環境政策と 統合的に施策を推進していく必 要があります。</p>	<p>温暖化政策としては有用であっても、他の環境政策からみるとネガティブな効果がある場合の考え方について整理しておく必要がある。 例) 「再生可能エネルギーの拡大」と「自然環境の保全」 「高効率機器への買い替え」と「循環型社会の形成」</p>
<p>(1) 長期的、継続的な温室効果ガスの排出削減等</p>		
<p>ア. 目指すべき社会の姿の検討・提示</p>		

<p>7 頁 進藤</p>	<p>「4-1 (1) ア 目指すべき社会の姿の検討・提示」について</p> <p>『目指すべき社会の姿』をバックキャストの手法で長期的視点から描く</p>	<p>『『目指すべき社会の姿』をバックキャストの手法で長期的視点から描く (p 7)』とあるが、そもそも『目指すべき社会の姿』についてのコンセンサスの形成は極めて難しいのではないかと。この進め方について何らかの工夫を行わないと本計画のとりまとめは難しいと思われる。</p>
<p>7 頁 進藤</p>	<p>「4-1 (1) ア 目指すべき社会の姿の検討・提示」について</p> <p>バックキャストの手法で課題を抽出し、その上で必要な対策・施策を検討し、実現可能性等についての十分な検証を行い、それらを実行に移していく</p>	<p>「バックキャストの手法で課題を抽出し、その上で必要な対策・施策を検討し、実現可能性等についての十分な検証を行い、それらを実行に移していく (p 7)」とあるが、「十分な検証を行った結果、実現可能性がないと考えられる場合には、一旦目指すべき社会の姿に立ち返り、長期目標そのものを見直す」というプロセスをきちんと明記して頂きたい。</p>
<p>7 頁 進藤</p>	<p>「4-1 (1) ア 目指すべき社会の姿の検討・提示」について</p> <p>「実現可能性の十分な検証」「目指すべき社会の姿、ロードマップ、取り組むべき課題、対策・施策等について国民に分かり易く提示し、国民各層の理解を得る」</p>	<p>「実現可能性の十分な検証」や「目指すべき社会の姿、ロードマップ、取り組むべき課題、対策・施策等について国民に分かり易く提示し、国民各層の理解を得る (p 7)」とあるが、特に環境と経済の両立の観点から、温暖化防止の視点のみではなく、エネルギー安全保障、雇用や経済成長への影響、国際的公平性、国民負担レベルの妥当性、実現可能性等を十分に精査したうえで、国民との開かれた議論を行う旨記載すべきである。</p>

<p>8 頁 1 パラ 井上</p>	<p>「・・・な整理の中では、原子力発電の安全性を高めつつ依存度を低減していくことが原則として・・・」</p>	<p>「・・・な整理の中では、原子力発電については、より安全性を高めて活用しながら、依存度を低減していくことが原則として・・・」 (理由) 原子力発電に関しては、平成 23 年 7 月 29 日エネルギー・環境会議における「革新的エネルギー・環境政策」策定に向けた中間整理の P. 10 および P12 記載の基本理念と原則を踏まえるべき。 エネルギー自給率が 4%と極めて低い実情を踏まえれば、化石燃料に過度に依存しない電源のベストミックスを進めることが大切であり、そのためにも、再生可能エネルギーとともに原子力発電は大変重要な電源である。福島事故を踏まえた安全対策や国内外の最新知見をタイムリーに反映する仕組みを強化することで、徹底的に安全性を高めた原子力発電を活用していくという選択肢を残しながら、今後、国民的議論が展開されるべきと考えるため。</p>
<p>イ 中長期的な国内対策の在り方</p>		
<p>8 頁～10 頁 井上</p>	<p>イ 中長期的な国内対策の在り方 (ア)～(カ)全文</p>	<p>当部会だけで議論できる話ではなく、エネルギー・環境会議や総合資源エネルギー調査会で検討中のエネルギー政策の他、関係する政策との調整を図った上で記載すべき。現段階で記載せざるを得ない場合は、以下について修正すべき。</p>
<p>(ア) エネルギー需要構造の改革による省エネルギー・節エネルギーの推進</p>		
<p>8 頁 8 行目 浅岡</p>	<p>イ 中長期的な国内対策の在り方 (ア) 電力、熱、燃料などのエネルギー消費については、供給制約に合わせて需要をコントロールし、エネルギーの使用の合理化「省エネ</p>	<p>ア) エネルギー需要構造の改革による省エネルギー・節エネルギーの推進」 「供給制約にあわせる」というのではなく、供給側でのエネルギー消費・CO2 排出削減がまず必要。発電所だけでなく、工場（特に鉄鋼、化学など素材製造業）の全てに既存の最良省エネ技術を普及させ、全部を省エネトップランナー事業所に計画的にしていくことが大事。省エネトップでかつ天然ガスを主燃料にし、再エネ利用もある事業所を基準に排出量を割り当てるキャップ&トレード型排出量取引の導入。そのために、工場ごとの排出量および燃料（種類ごと）・電気・熱の消費量、生産量を公表し、同一業種の原</p>

	ギー」から一歩進んで、エネルギー消費量を総量として減らしていく「節エネルギー」を目指していく必要があります。	単位を公表して比較し、どこがトップランナーかを把握していくことが必要。この情報は中小企業にも参考になる。
8 頁 進藤	「4-1 (1) 中長期的な国内対策の在り方」について (ア)エネルギー需要構造の改革による省エネルギー・節エネルギーの推進	p 8 (ア) に関し、「節エネルギー」という概念が不明確であることから、「省エネルギー」との違いを明確にして頂きたい。また、「節エネルギー」という概念を持ち出すことによって総量規制を行い、今夏の節電のような産業界への「無理な負担」を恒常的に強いる対策をイメージしているのであれば、削除して頂きたい。経済成長と環境の両立を図る観点から、エネルギー消費原単位の向上に取り組んできたところであり、成長の足かせとなるような総量規制は導入すべきではない。
(イ) 市場拡大と技術革新による再生可能エネルギーの普及		
8 頁 進藤	「4-1 (1) 中長期的な国内対策の在り方」について (イ)市場拡大と技術革新による再生可能エネルギーの普及	p 8 (イ) に関し、エネルギー政策の見直しの中で検討されるべき項目ではあるが、再生可能エネルギーと共に、原子力エネルギーについても触れるべきである。
8 頁 20 行目 浅岡	(イ)市場拡大と技術革新による再生可能エネルギーの普及 再生可能エネルギー電力については、全量固定価格買取制度の適切な運用を行うとともに、系統への優先接続などの系統接続・運用ルールの見直し、送配電システム	(イ) 市場拡大と技術革新による再生可能エネルギーの普及 再生可能エネルギー電力の発電を増やすには、もとのとれる単価と長期の買取保証などが必要。発電の受け入れを増やすためには、送配電システムの機能強化とか技術的課題というよりも、優先接続と、発電送電配電分離で送電網を大きくしてその受入量を広げることが必要。 太陽光や風力の不安定さの解決には、発送電を分離し、ネットワークを拡大して平準化、平滑化を図ることが必要。

	<p>の機能強化・拡充や連系線の整備、関連規制の見直し等の市場拡大に向けた取組や技術革新を進めていく必要があります。特に太陽光、風力については、供給の不安定さなどの課題をどのように克服していき、大量導入や安定供給を図っていくかについて、着実に導入を進めつつ、導入量の増加に応じて段階的に発生が見込まれる技術的課題の分析とそれを克服するための方策の検証を順次行っていく必要があります。</p>	
<p>8 頁 (イ) パラ 1 井上</p>	<p>「再生可能エネルギー電力については、全量固定価格買取制度の適切な運用を行うとともに、<u>系統への優先接続などの系統接続・運用ルールの見直し</u>、<u>送配電システムの機能強化・拡充や連系線の整備</u>、<u>関連規制の見直し等の市場拡大に向けた取組や技術革新を進めていく</u>必要があります。」</p>	<p>下線部削除。 (理由) 電力の需給システムの見直しについては、高度な専門性と知見に基づいた議論が必要であり、エネルギー・環境会議や総合資源エネルギー調査会等で慎重に議論すべき問題である。</p>
<p>(ウ) 化石燃料の効率的利用、環境性向上</p>		

<p>9 頁 4 行目 浦野</p>	<p>(ウ)化石燃料の効率的利用、環境性向上</p>	<p>この項では、発電時の熱利用やガソリンへのバイオエタノールの混合などの少数の具体的な事例のみを述べ、他の項とアンバランスです。</p> <p>炭素資源には、化石資源とバイオマス資源があり、直接燃料にするもの、燃料に変換するもの（バイオエタノールなど）、プラスチック等の原料にするもの、食料や飼料にするものなどがあり、化石燃料は一部です。</p> <p>バイオマス(見掛け CO2 発生ゼロ)だから幾ら無駄に使っても良いというようなことにはなりません。バイオマス生産に伴って化石エネルギーが使われたり、森林破壊によって CO2 吸収が減ったりします。</p> <p>プラスチックなどを数回使って（リユース、ケミカルリサイクルして）から熱エネルギーとする（サーマルリサイクルする）こと、食品カスや人畜の尿尿をメタン等のエネルギー源に変換することなども行われています。さらに、工業プロセスや廃棄物焼却、自動車排ガスからの廃熱、下水の持つエネルギーなど、廃棄されている熱エネルギーもかなりあり、これらの利用も検討されています。</p> <p>しかし、これらはまだまだ不十分です。</p> <p>したがって、化石燃料だけ考えるのではなく、上記のように、炭素資源全体から、極力多くのエネルギーを得て利用し、かつライフサイクルを通して環境負荷を少なくする技術と社会システム作りに取り組むことを述べるべきです。</p>
<p>9 頁 4 行目 富田</p>	<p>(ウ)化石燃料の効率的利用、環境性向上</p>	<p>p6～p7 にある「4-1 施策を進めるに当たっての考え方」の内容と整合をとり、項目を「化石燃料のクリーン化・効率化」に変更するとともに、続く文章中においても、化石燃料の中でも炭素排出量が少ない燃料への転換が必要であることを明記していただきたい。</p>
<p>9 頁 5 行目 浅岡</p>	<p>(ウ)化石燃料の効率的利用、環境性向上集中型システムについては、天然ガス等の化石燃料による発電効率を向上させるとともに未利用熱を有効活用していくことが必要です。</p>	<p>(ウ)化石燃料の効率的利用、環境性向上</p> <p>既に指摘したように、燃料転換による脱石炭が日本の温暖化対策の主要課題。鉄鉱石還元以外の用途での石炭をいつまでに減らすかの計画をたて、排出量取引で LNG を基準とした割り当てを実施することや、石炭が LNG より高くなり石炭を使うと損をするように、石炭税・炭素税をかけるなど市場メカニズムを利用した政策が必要。</p>

9 頁 8 行目 富田	両者をバランスよく組み合わせ 電気と熱を有効利用・・・	当該セクションの文脈からは、「両者」の意味するところは「集中型と分散型」であると考えられるので、誤解を避けるために「集中型システムと分散型システム」と明記する方が適当ではないか。
(エ) 地域からの低炭素社会作り		
9 頁 16 行目 富田	(エ) 地域からの低炭素社会作り	地域が必要とする主なエネルギーは、電気と熱であり、これらを有効利用するためには、「エネルギーの面的利用」の考え方が重要であること、そして「エネルギーの面的利用」の実現にあたっては、地方自治体の役割が重要になることを明記していただきたい。
9 頁 16 行目 浅岡	(エ) 地域からの低炭素社会づくり	(エ) 地域からの低炭素社会づくり 地域の対策には、比較的大口の事業所の対策と、中小企業や家庭の対策がある。大口事業者の前述の対策がとられることがまず必要。 地域の小口、家庭、交通などは、地域のまちづくり、むらづくりの課題や温暖化への適応策と一体として温暖化対策を推進することが必要。間接排出による削減計画や対策がとられてきているが、今後、電力の排出係数に左右されない対策評価の手法と目標設定が必要になる。また、直接排出と電力消費による間接排出を分離して排出情報を把握できる情報開示が必要、地域単位での、部門別の電力消費量情報の電力会社からの開示が必要。
9 頁 (エ) パラ 3 井上	「また、各地域での・・・地方公共団体実行計画の策定を推進し、計画に基づく対策・施策等の着実な実施を支援するため制度の充実を図ることが必要です。」	「また、各地域での・・・地方公共団体実行計画の策定推進にあたっては、国と地方公共団体で十分に意思疎通・整合を図った上で、国の目標、取り組みと整合の取れた計画を策定し、計画に基づく対策・施策等の着実な実施を支援するため制度の充実を図ることが必要です。」 (理由) 地方公共団体においては、国の規制との重複を避け、事業者や国民の自主的な行動を促すような国の施策と整合した施策を実施すべき。
追加		
10 頁 14 行目あと	【追加】	地熱発電の有効活用について追加することを提案します。 「(キ) 地熱発電の有効活用

大塚		わが国の潜在的に有望なエネルギー源として地熱発電が注目されます。地熱発電は、他のエネルギーと比較して地下資源の把握が困難であり、ポテンシャル量の把握自体が難しいことから、開発段階の事業者リスクを下げる必要があります。そのため、FITによる支援に限らず、補助金の活用が避けられません。」
ウ 新たな国際的枠組みの構築		
10 頁 15 行目 浅岡	ウ 新たな国際的枠組みの構築 2013 年以降の国際的枠組みに関しては、COP17 に向けて議論が進められています。我が国が目指す、全ての主要国が参加する公平かつ実効性のある国際的枠組みの早期構築という最終目標に向けて国際交渉と各国の取組を進展させる必要があります。	国際的には、2020 年に 1990 年比 25%以上の削減目標をもつ先進国の総量削減義務強化と、新興国途上国の取り組み強化に合意することが必要。日本を含む先進国は早く 25%を超える目標を示すべき。日本は、2013 年以降の枠組みとして、先進国と、途上国の 2 つの枠組みを受け入れることが必要。
エ 世界的な温室効果ガスの排出削減に向けた我が国の国際貢献		
10 頁 26 行目 浅岡	エ 世界的な温室効果ガスの排出削減に向けた我が国の国際貢献 我が国の有する優れた技術力と環境保全の蓄積された経験を活かし、	エ 世界的な温室効果ガスの排出削減に向けた我が国の国際貢献 日本の主要な国際貢献は、日本の技術力を活かすことにもあるが、製品の部分的な輸出あるいは部分的な技術協力ではなく、国内で、脱原発を図りながら、大排出 6 業種的大幅削減と、それによる低炭素社会の移行、低炭素ビジネスの急成長と大規模な雇用創出の具体例を示すことである。その成功こそが、新興国が、大排出産業で対策をすることで低炭素産業が発展し、雇用を生む実例を見て、経済悪影響の懸念を払拭し、世界的な対策進展を後押しすることが期待できる。
オ 避けられない影響への適応と中長期的な影響の考慮		

<p>11 頁 6 行目 浅岡</p>	<p>オ 避けられない影響への適応と中長期的な影響の考慮</p>	<p>適応策は地域によって影響も異なり対策も異なる。適応策は地域の緩和策でもありうる。 日本での温暖化被害についての各地域への影響を自治体と協力して調査評価し、影響を受けそうな気候、生態系、農業や諸産業をもつ自治体と共有して、自治体の適応対策や排出削減対策に活かすことが必要。</p>
<p>カ 革新的低炭素技術の開発と実証</p>		
<p>11 頁 23 行目 浅岡</p>	<p>カ 革新的低炭素技術の開発と実証</p>	<p>いま完成していない技術の開発は重点ではないし、おそらく 2020 年の対策にも役立たない。今既に完成している技術を全発電所、全工場に早期に普及させることが重要。 実証事業のビジネス化は民間の創意工夫と資金に任せ、国はその障害となっているものを除去することが重要。</p>
<p>(2) 全ての主体の参加・連携の促進</p>		
<p>12 頁 進藤</p>	<p>「4-1 (2) 全ての主体の参加・連携の促進」について 地方公共団体等の主体が地球温暖化に関する対策・施策を率先して講じていくことが必要です</p>	<p>「地方公共団体等の主体が地球温暖化に関する対策・施策を率先して講じていくことが必要です (p 12)」とあるが、全国規模の企業等の全体最適化の観点からの柔軟な取り組みを阻害することのないように、国と地方公共団体との施策間の整合性を図ることについて明記すべきである。</p>

(3) 合意形成と評価・見直しプロセスの確立		
12 頁 (3) 井上	「地球温暖化対策について、国民各層の意見を聞き、理解と協力を得るための合意形成を図っていく必要があります。また、総合的かつ計画的に講ずべき温暖化対策が定まった後には、各種施策を確実に実施し、その進捗状況等を点検し、必要に応じて強化していくため、評価・見直しプロセスをシステムとして体制整備することが必要です。」	「地球温暖化対策については、 <u>科学的な分析に基づき、具体的な削減の道筋や国民生活や経済への影響、国民負担等を分かりやすく示した上で</u> 国民各層の意見を聞き、理解と協力を得るための合意形成を図っていく必要があります。また、総合的かつ計画的に講ずべき温暖化対策が定まった後には、各種施策を確実に実施し、その進捗状況等を点検し、必要に応じて <u>修正</u> していくため、評価・見直しプロセスをシステムとして体制整備することが必要です。
12 頁 進藤	「4-1 (3) 合意形成と評価・見直しプロセスの確立」について	評価・見直しプロセスにおける「進捗状況等を点検 (p 12)」の中身について記載して頂きたい。具体的には、温暖化防止効果 (排出削減効果) の検証のみならず、コスト、経済や雇用等に与える影響についても、しっかりとPDCAを回す仕組みとすることを明記すべきである。
4-2 基本的な対策・施策		
12 頁 進藤	「4-2. 基本的な対策・施策」について	「4-1. 施策を進めるに当たっての考え方」と「4-2. 基本的な対策・施策」のバランスがとれていない。
12 頁 進藤	「4-2. 基本的な対策・施策」について	日本経団連の自主行動計画は、自主とは言うものの産業界の社会に対するコミットメントであり、京都議定書目標達成計画では産業部門の温暖化対策の柱として位置付けられ、かつ、実際に成果を挙げてきている。また、日本経団連としては、現在の自主行動計画に続く新たな計画として、「低炭素社会実行計画」を策定し推進していく考えであることから、産業部門のこのような取組みに関して、一項目を立てるべき

		である。
12 頁 進藤	「4-2. 基本的な対策・施策」 について	地球温暖化問題は地球規模の課題であり、国内での削減に捉われるべきではない。むしろ海外も含めて最も効率的に削減ができるところで削減していくべきである。従って、国内における省エネ技術、製品の開発推進はもちろんのこと、わが国が誇る最先端の省エネ技術を海外にトランスファーすることにより、地球規模での排出削減に貢献していくこと、ならびに国際貢献による排出削減分をわが国の排出削減にカウントすることについて一項目を立てるべきである。
12 頁 進藤	「4-2. 基本的な対策・施策」 について	長期的な視野に立ち、産官学の英知を結集し国を挙げて重点的な革新的技術開発を促進するような体制を構築すべきであることから、技術開発に関して一項目を立てるべきではないか。
12 頁 進藤	「4-2. 基本的な対策・施策」 について	エコプロダクトの使用段階までも含めた排出削減など、産業間連携による取組全体を定量的に評価することが重要であることから、「排出削減の L C A の視点での評価」という項目を加えて頂きたい。
13 頁 － 富田	(該当する記載が無いため、「4-2 基本的な対策・施策」において、 適切な項目立てをして追記を希 望)	J-VER 制度や国内クレジット制度など、中小企業の排出削減量を認証し、クレジット化することで市場メカニズムを活用して、一層の排出削減を促すことを目的とする制度のさらなる普及拡大が重要であるが、現時点では、2013 年度以降の制度設計が不透明である。このため、現状で認識されている課題を修正した上で、2013 年度以降の取扱いについて早急に検討・確立する必要がある旨を記載すべき。 案文：国内の CO2 排出削減量を認証し、クレジット化することで排出削減に市場メカニズムを活用する J-VER 等の制度の 2013 年度以降の取扱いについて、課題点を修正した上で、早期に確立する必要がある。
(1) 温室効果ガスの排出削減、吸収に関する対策・施策		
12 頁 4-2(1) パラ 2 井上	「具体的には、・・・」以下全文。	当部会だけで議論できる話ではなく、エネルギー・環境会議や総合資源エネルギー調査会で検討中のエネルギー政策の他、関係する政策との調整を図った上で記載すべき。 とりわけ、P13 の 4 行目「全量固定価格買取制度の適切な運用、系統への優先接続などの系統接続・運用ルールの見直し、送配電システムの機能強化・拡充や連系線の整備、関連規制の見直し等による再生可能エネルギーの普及促進、分散型エネルギーシステムの導入促進、再生可能エネルギー熱・燃料、未利用エネルギーの活用、蓄電池等の電力貯蔵技術の実証・活用」の下線部については、高度な専門性と知見に基

		<p>づいた議論が必要であり、エネルギー・環境会議や総合資源エネルギー調査会等で慎重に議論すべき問題であるため、削除すべき。また、「全量固定価格買取制度」の表記については、エネルギー・環境会議（平成23年7月29日）における『「革新的エネルギー・環境戦略」策定に向けた中間的な整理』に記載を合せて、「固定価格買取制度」とすべき。</p>
12 頁 進藤	「4-2(1) 温室効果ガスの排出削減、吸収等に関する対策・施策」について	<p>温室効果ガス削減のための取り組みとして、「省エネ基準の徹底強化（p 12）」が検討対象となることには異論はないが、それが過度に強化され、国際競争力の低下、産業の空洞化、雇用の喪失に繋がるようなことのないよう、対策・施策の推進に際しては、環境と経済の両立の視点も踏まえた表現を工夫して頂きたい。</p>
13 頁 10 行目 富田	発電効率の向上、コージェネレーションシステム、燃料電池の・・・	<p>原文では、発電効率の向上の対象となるシステムが不明確であるので、分散型エネルギーシステムの発電効率向上を目指すのか、系統火力発電の発電効率向上も含めるのかについて、明確にした方が適切ではないか。</p>
13 頁 14 行目 浦野	ノンフロン製品・機器の・・・	<p>温暖化係数が非常に大きく、放置すると今後増加するが、対策が比較的容易なフロン等の3ガスについては、ノンフロン製品・機器の普及、フロン類の回収破壊の徹底などを早期に実現する。ことを記載すると良い。</p> <p>なお、経団連の委員から、被災地の人の気持ちと解離しているとか、本部会でコンセンサスが得られない等の意見がありましたが、本部会での地球温暖化抑止のための中長期計画と、当面の被災者支援とは全く別の次元の問題であり、このような変な議論を出して、反対すことには不信感を抱きます。</p> <p>また、経団連という経済界の一部を代表する委員や電力会社を代表する委員は、立場上反対することもあるでしょうが、社会全体のあるべき方向は「たたき台」の方向でよいと思いますし、全会一致でなくても大部分の委員が合意する内容でまとめるべきだと思います。</p>
13 17 行目 大塚	【追加】	<p>再生可能エネルギーの普及のため、現在障害となっている慣行等について対策をとる必要を明記することを提案します。</p> <p>「・再生可能エネルギーの普及のため、現在それに対する障害となっている社会的な慣行や法制度等に対</p>

		する対策をとる必要があります。」
(2) 横断的施策		
13 頁 17 行目 浅岡	(2) 横断的施策	再生可能エネルギーについても必要（内容は上掲）。 断熱建築基準を規制にすること、省エネ規制製品を業務用汎用製品に拡大すること、電気温水器など特に効率の悪い機器の製造販売を禁止すること、大型で燃費の悪い車の自動車諸税を燃費基準とすることなども必要。で、家庭や中小企業が間違っってエネルギー浪費建築・製品を買ったり借りたりしないようにすべき。 大量石炭消費延命の CCS ではなく、分散型発電で余熱排熱利用を行い総合効率をより高め、かつバイオマス発電の割合を高めていくことが必要。 代替フロンは、回収重視ではなくもともと絶つため、ノンフロン化を計画的に推進し、漏洩規制とフロン税を併用すべき。
13 頁 17 行目 浅岡	(2) 横断的施策	対策を進めるために情報開示が必要。大口事業者の排出量、燃料・電気・熱消費量、生産量や床面積を公表し、同一業種の原単位を公表して比較し、どこがトップランナー省エネ事業所かを把握していくことが必要。この情報は大口の対策を進めるだけでなく、地域の中小企業に大変役立つ。
(3) 税制のグリーン化		
13 頁 23 行目 富田	「地球温暖化対策のための税」の導入をはじめとする税制全体のグリーン化の推進は、地球温暖化対策のための重要な施策です。	「・・・地球温暖化対策のための重要な施策です。」と記載されているが、財源を拙速的に税に求めるべきでないことから、最後の「地球温暖化対策のための重要な施策です。」を、「環境と経済の両立の上で、税体系全体における整合性を図りつつ慎重に進めていくべき施策です。」に修文するべきである。
(4) 国内排出量取引制度		
13 頁	税制のグリーン化、国内排出量取	税制のグリーン化と国内排出量取引制度については、現行の環境基本計画と同様、横断的施策に整理すべ

<p>(3)(4) 井上</p>	<p>引制度</p>	<p>き。両施策とも、「導入ありき」でなく、制度導入による CO2 削減効果、国民生活や産業への影響、既存制度との関係等を総合的に検討していくことが必要。特に、現下の厳しい経済情勢のもと、今この時期に導入すべきか慎重に議論を進めるべきである。また、地球温暖化対策の鍵を握るのは技術であり、技術の開発・普及の源泉は企業の活力である。これまで産業界が行ってきた努力や成果を踏まえ、企業の前向きな努力を後押しする政策こそ重要である。</p> <p>また、国内排出取引制度については、公平な排出枠の割当が困難なことや CO2 削減のための革新的な技術開発や設備投資へのインセンティブが働かず、我が国が世界に誇る「技術とモノづくり中心の産業」の衰退を招くなど「様々な懸念」を具体的に示すべき。</p>
<p>12 頁 18 行目 浅岡</p>	<p>4-2 基本的な対策・施策</p>	<p>(3)、(4) は (1) に加えるべき</p> <p>地球温暖化対策基本法案の主要 3 施策を最初に位置づけるべき。</p> <p>今後 5 年間の計画となる基本計画において、税や国内排出量取引制度について現状での暫定的で慎重な表現とすることは、今後の対策を縛ることになりかねない。</p>
<p>13 頁 進藤</p>	<p>「4-2(2) 横断的施策」について</p>	<p>わが国のエネルギー効率が高いことを踏まえ、国民に過度の負担や我慢を強いるのではなく、技術での貢献という観点から各種施策を検討すべきである。従って、環境税や国内排出量取引制度等を安易に導入すべきではない。特に現在、両施策についての効果や経済・雇用への影響も明らかではないことから、税制のグリーン化や国内排出量取引制度については個別に項を設けるのではなく、第三次環境基本計画同様、「横断的施策」に含めるべきである。</p>
<p>13 頁 進藤</p>	<p>「4-2(2) 横断的施策」について</p>	<p>「税制のグリーン化」についても国内排出量取引制度と同様に、「様々な懸念が示されているため、我が国の産業に対する負担やこれに伴う雇用への影響、海外における動向とその効果、国内において先行する主な地球温暖化対策（産業界の自主的な取組など）の運用評価、主要国が参加する公平かつ実効性のある国際的な枠組みの成否等を見極め、慎重に検討を行う」ことを明記すべきである。</p>
<p>13 頁 29 行目</p>	<p>…国内において先行する主要な温暖化対策(産業界の自主的な取</p>	<p>国内排出量取引制度に関する項目の中で、産業界の自主的な取組に言及するのは不適當であるので、削除すべきである。</p>

富田	組など)の運用評価、主要国が参加する・・・	むしろ、「4-2 基本的な対策・施策」の中で、新しく項目を設けて、「京都議定書目標達成計画」の取り組みについて、費用(負担)対効果の分析を加えるべきである
(5) 基盤的施策		
14 頁 1 行目 浅岡	(5) 基盤的施策	<p>1) 情報の整理</p> <p>排出量算定・報告・公表制度は、石炭・石油・ガスの燃料別区別と、電気、熱の区別を行い、かつ生産量も公表し、事業所ごとのエネルギー効率、CO2 原単位を明らかにし、同業他社と比較できるようにし、「トップランナー事業所」と比較した省エネ余地と、全て天然ガスに転換した場合の燃料転換余地を産業区分ごとに明らかにすべき。</p> <p>この情報は、大口事業所を「トップランナー事業所」に変えていくのに役立ち、超大口事業所には排出量取引のベンチマーク基準にも役立つ他、報告対象になっていない地域の事業所に大いに参考になり、地域の対策を進めるのに役立つ。</p>
14 頁 2 行目 富田	排出量・吸収量の算定手法の改善、避けられない影響への・・・	<p>原文の「排出量・吸収量の算定手法」は、温室効果ガス排出量の算定・報告・公表制度などが該当すると考えられる。また、需要家の排出削減努力の評価・促進の為に必須の削減量算定手法の確立」について原文では言及されていないため、以下の通り修文すべきである。</p> <p>修文：「温室効果ガス排出量の算定・報告・公表制度などの排出量・吸収量の算定手法の改善や、削減量算定手法の確立、避けられない影響への適応策・・・」</p>
14 頁 6 行目 浅岡	(5) 基盤的施策	<p>2) 人材育成</p> <p>地域で、中小企業の省エネ対策や再エネ導入の技術相談に応じられる人材の育成が求められる。</p>
5. 取組推進に向けた指標及び具体的な目標		
14 頁 7 行目 浅岡	5. 取組推進に向けた指標及び具体的な目標	直接排出の目標に改めて実効性ある対策をとれるよう、国民に基礎情報を提供すべき。

<p>14 頁 井上</p>	<p>【当面の目標】</p>	<p>第 4 次環境基本計画は 2012 年度に公表される予定であり、既の実績が出ている 2010 年度の排出量の目安を記載する意図が不明。</p>
<p>15 頁 5 行目 浅岡</p>	<p>【中長期的な目標】</p>	<p>前述の目標数値を明記すべき。</p>